Resume-ageNomination-pub

≡ Memo	Youth Representation and Parties' Nomination Strategy in Mixed Member Systems.
Related project	Youth Representation and Parties' Nomination Strategy in Mixed Member Systems
	Identification Strategy, Paper Structure, Literature Review

ToDos

Introduction

図表たち

Theory and argument

Hypotheses

Data and method

Data

Empirical Strategy

Rank safety index

Robustness checks

Result

Discussion

Implications

Appendix: Counterfactual scenario

Overview Result

参考

ToDos

asahi.com:ニュース特集:政局流動

自民党内で、近づく総選挙での比例区単独候補者に73歳定年制の完全適用を求める声が強まっている。焦点は、首相経験者として例外扱いだった中曽根康弘(85)と宮沢喜一(83)の両氏。最後は小泉首相の判断だが、民主党との対決をにらみ、安倍晋三氏の幹事長起用に続く世代交代の「サプ

期 http://www.asahi.com/special/seikyoku/TKY200310030373.html

- 彼らを差し引いたデータも考えたほうがいいかも?
- 口 追加の分析案

- 重複立候補する候補者が存在することが、政党の議員候補リクルートのイン センティブを下げている可能性。
- 実証方法: 重複立候補が使われたリストと使われなかったリストとで、次の 選挙での新人候補者の数を比較する?

口 追加の分析案

- Two competing narrativesを比べる: 本来なら若い候補者を擁立するメリットがある; dual listingが許されている時はシニアな候補者を擁立するインセンティブが存在する。
 - 。 政党システムの競争性
- 何らかの外的な状況によって、senior candidatesを重複立候補しなくていいような条件が生じた場合はなかったか?そういう選挙があれば、そこに絞って分析するという手がある。
 - 。 2005の郵政選挙、自民党。
 - 。 2009の総選挙、自民党。

□ 理論: 政党ごとに見る。

- 自民党ではシニアな候補者が多すぎる。
- 本来なら若い議員が伸びやすい小規模政党では、小選挙区では勝てない候補 者でリストが埋められてしまう。
 - 。 これはPekkanen(2006)の話に近い。

☐ Implications

女性とか他のマイノリティへのimplicationも言えるかも。これがどうなるか は気になる人がいそう。

□ 先行研究

• リスト研究系.

□ 疑問

- Incumbencyの話をしだすと危ないかも?
- 自民党以外の政党について何があるのか?
- 仮説が当たり前すぎるのでは: incumbents / senior candidatesが相当優遇されていることを示せば良さそう
- 自民党の定年制を組み込む: 政党ごとの分析(Amyのコメント)。

• 参議院との違いはどうなの?(参議院もdual listingできるけど、比例区の方がopen listになっている; 加藤先生のコメント)

□ 追加の分析案

- 各政党が定数・前回の獲得議席数・実際の獲得議席数に対してどれくらい候補者を擁立しているのかを調べる。
- もし余剰分がなかったら、それは政党が候補者擁立数を絞っていることの証拠。
- 余剰分がないリストについて、重複立候補がどれくらいの割合を占めている かを調べる。
- この議論を、今のメインの分析とディスカッションの間に入れるといい感じ になる。
- □ フレーミングを変えた方がいいかも(加藤先生、堀内先生、Amy、福元先生)?
 - Youth underrepresentationの話をしてるのにageを使わないのは変。
 - HARKingぽさもある。
 - Dual listingによるnomination strategyの話としてフレーミングしなおした方がいい。Dual listingがあることでcompeting motivationが刺激されて、そっちのパスに流れるみたいな議論を出してあげる。そのdiscussionとしてminority representationの話を持ってきてあげる。
- Incidental parameter problem: NBとかnonlinear modelsではFE入れるべきかどうかに議論がある(堀内先生)。
- 候補者のrankをoutcomeにしているが、outcomeは互いに独立ではないので weird(あつさかさん)。
 - 。 Districtから一人抜いてきて、何人かのプールを作って、そこの中で nomination patternsを比べる。
- Unit of analysisがcandidateなのは変かも(あつさかさん)。
 - 。 DGPを考えると、outcomeがlist ranksになるのが変な感じがする。
- 制度 → 擁立戦略という議論が伝わらない可能性がある(山田さんには少なくとも 伝わらなかった)。
 - 。 中選挙区制下との比較をしてあげると、一つのevidenceになるかもしれないとのこと。



それはそう!;けど、比例代表制(あるいはMMの中での比例代表) と重複立候補の話をしているのだから的外れなコメントではあ る。

Introduction

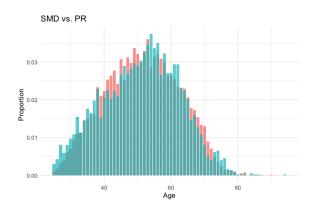
多くの先進国の議会において、若年層は過小代表されている。

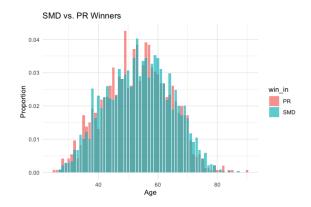
• 議会の年齢構成が偏っていると、政策などのアウトプットが有権者の希望とズレる可能性がある。争点の重要性が世代ごとに異なる場合、議会の年齢構成の偏りは深刻なunresponsivenessの問題を引き起こすことにつながりうる。

若年層の過小代表の原因についての研究は増加しているが、何が若い政治家の議会への進出を妨げているのかを具体的な文脈に則して明らかにするような研究は存在しない。

- コンジョイント系.
- 多国間比較系. Joshi(2013)によれば、比例代表制の国では多数代表制の国よりも若い議員の割合が大きくなる傾向がある。しかしながら、選挙制度がどのように若い議員の進出を助けているのか、あるいは妨げているのかは明らかではない。

選挙制度と若年層の過小代表との関係を考えると、日本の事例は一つのパズルとなる。日本は1990年代半ばの選挙制度改革ののち、混合制、すなわち多数代表制と比例代表制を組み合わせた選挙制度を用いるようになった。日本の議会における若年層の過小代表は世界でも有数の水準に達しており、2024年現在でも下院(衆議院)における40歳以下の議員の比率はわずか6%である。興味深いのは、衆議院選挙においては小選挙区制・比例代表制の両方が用いられているのにも関わらず、2つのtierの立候補者・当選者の年齢に違いが見られない点である。





この研究では、選挙制度が若年層の過小代表に与える影響を日本の事例を用いて明らかにする。具体的には、</u>比例代表制の代表性的メリット、つまり少数者の政治的代表を向上させるという利点が、混合制のもとで失われうることを明らかにする。本研究は、小選挙区・比例代表ブロックでの重複立候補(dual listing)が認められていることが、日本における若年層の過小代表につながっていると主張する。

• 日本の下院議員選挙(衆議院議員選挙)では、政党は候補者を小選挙区と比例代表区の両方に立候補させることができる。重複立候補された候補者は、小選挙区で当選できなかった場合でも、惜敗率に応じて比例代表区から復活当選する可能性がある。このような制度の下で、政党は候補者にsecond chanceを与えることができる。

一般に、政党はシニアな候補者をジュニアな候補者よりも優先して当選させようと 試みる。シニア政治家はジュニア政治家に比べてより多くの政治的資源を有してお り、議会活動や政策形成においてもより効果的に振る舞うことができる。

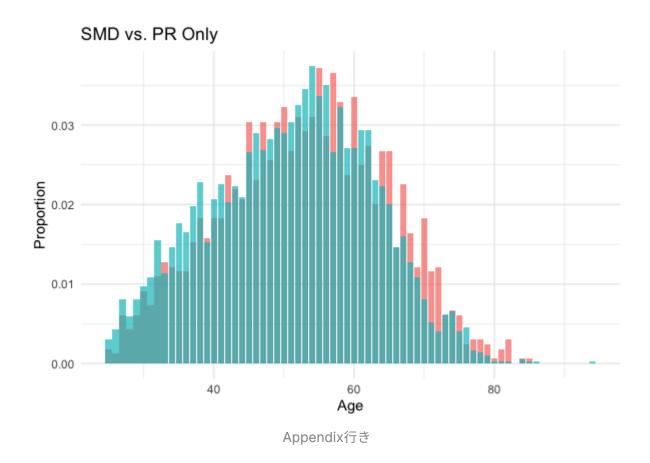
重複立候補が許される場合、比例区における政党の候補者擁立戦略は1. 小選挙区に立てた候補者に保険を与える・2. 新たに候補者を擁立するという2つの選択肢を軸とする。政党が持つ資源には限りがあるため、彼らは例えば票読みなどを行なって現実的に獲得可能な議席数を予想した上で、その獲得可能議席をどのように割り当てるかを考える。この状況下において、1. と2. の選択肢はトレードオフとなる。したがって、政党が小選挙区の候補者の当選可能性を高めるように行動する場合、比例代表レイヤーを通じた新たな候補者の発掘は進まず、比例制が持つ代表性メリットは活かされない。

• 仮に政党が(有権者同様)若い候補者一般に対してネガティブな意識を持っていなかったとしても、制度設計上の問題で若い候補者が立てられづらくなる。

分析の結果、比例区の名簿において重複立候補された候補者・シニアな候補者・現職候補者はそれ以外の候補者よりも上位に置かれやすいことが示される。また、シニアな候補者・現職候補者は重複立候補されやすい傾向にあることが分かった。一般に、新人候補者・新人議員というのは議会の平均よりも若いことが多い。重複立候補がない場合、政党は比例区の候補者擁立において既存議員 - 新人議員の間でのトレードオフに直面しなくて済むため、より多くの新人議員が比例区で擁立されると考えられる。結果として、新たに擁立された候補者のうちの一定数が当選することによって、若年層の過小代表の問題が改善されることが考えられる。

比例代表制は一般にマイノリティの代表を促進しやすいと言われており、多国間比較においては比例代表制の下では多数代表制の下よりも若い議員の割合が多くなる傾向が示されている。しかしながら、混合制のもとでも、適切な制度のデザインがなされない場合、比例代表制は本来有する代表性的なメリットを発揮しなくなる。

図表たち



Theory and argument

- 比例代表制に関する説明。
 - 。 比例代表制のもとでは、マイノリティの代表が高まる傾向にある。例えば、 女性・少数民族について研究がある。
 - 。 比例制の代表性的アドバンテージ: Norris(2004)など。
 - 比例制の下では、有権者は政党が提出する名簿をcollectiveに評価することになる。多数代表制の場合とは異なり、このような状況では有権者はリストがどのような候補者を含んでいるのかによって投票を決めたり、逆に投票を取りやめたりすることが起こる。政党はより多様な有権者の層を引き寄せられるよう、さまざまな属性を持つ候補者を名簿に含めるインセンティブを持つと考えられる(Norris, 2004; pp.188)。
 - その他にも、比例代表制下では多数代表制下に比べて小政党が議席 を獲得する可能性が高いため、既存政党がマイノリティを擁立しな いのであれば、小政党がワンイシューで突破してくる可能性がある (日本だとれいわがこれか?)。

- そもそも、比例代表制が有権者の中の多様な利害を代表することを目的 とした制度である。
- 多国間比較では、比例代表制を敷いている国ほど、40歳以下の議員の割合が高くなるという研究結果もある(Joshi, 2013; Stockemer and Sundstrom, 2022)。
- 混合制に関する説明。
 - 混合制と"the best of both worlds"。混合制はどのような点でmajoritarian / proportionalの良いところをとるのか?
 - 混合制が「純粋な」制度に対して理論的に優れているとされるのは、inter-party / intra-partyの両面で極端な結果を生み出さないことである。政党間競争の次元では、混合制は二大政党制を生み出す多数代表制と、小政党の進出を促進する比例代表制とを合わせることで、得票 議席の不均衡を抑制する。例えば、混合制の下では絶対多数の得票を得ていない政党が議会多数派を形成することが多数代表制の下よりも少なくなると考えられる。政党内競争の次元では、混合制はnominal tierを通じて有権者と候補者との繋がりを保存・醸成しつつ、list tierによって政党の凝集性を高めると考えられる。
- 混合性における代表性アドバンテージ。
 - 。 混合制のもとで、比例制の代表性アドバンテージがどのように機能するかは 定かではない。
 - 。 混合制のもとで、片方の制度がもう片方の制度へと影響を与える「汚染効果」(contamination effect)についての研究がいくつか存在する(Cox and Schoppa, 2002, Ferrara et al., 2005, Herron and Nishikawa, 2001; 2004, Moser and Scheiner, 2004)が、これらの研究の主要な関心は政党システムへの影響、中でも実際の政党数や候補者数がデュベルジェの法則が導く理論的な値とどのようにずれるのかという点にある。一部の研究は政党の擁立戦略に踏み込んでいる(Ferrara et al., 2005)が、分析視角は政党間関係に留まっており、混合制の導入が政党内の次元にどのような影響をもたらすかは考えられていない。
- 日本における若年層の過小代表の話; 日本の制度設計の説明
 - 。 Mixed-member system in Japan. 小選挙区比例代表並立制、1994年に導入. SMD tier + PR tier. 有権者は一人2票持ち、片方を小選挙区の候補者へ、もう片方を比例代表区の政党リストへ投じる。小選挙区の議席決定はSNTV。比例区の議席決定は、まず最初にブロックごとに各政党に得票に応じた議席数を割り当て、次に政党内でその議席を分配する。最初のステップ

- の配分はドント式、2ステップ目の配分は名簿順位によって行われるが、以下のdual listingが考慮される。
- 。 Dual-nomination (dual listing in Pekkanen et al(2006), Reed(2020)); interaction between the two tiers. 小選挙区の結果が比例代表区へとスピルオーバーする。政党は候補者を小選挙区と比例代表区との両方に立候補させることができる。政党は重複立候補させた複数の候補者について、同一の名簿順位を与えることができる。
 - Decisions in PR districts. 小選挙区の選挙結果を受けて名簿の順位が組み変わる: まず, 重複立候補した候補者のうち, 小選挙区での当選者がリストから外れる. 次に, 同一順位が与えられている候補者の順位が, 彼らの小選挙区での惜敗率によってソートされる. このように決定された最終的な名簿順位に基づいて、政党内での議席配分が行われる。
 - In English. The party decides the order in which their candidates win PR seats, and voters cannot distort that order. As an exception, the parties have the option of nominating SMD candidates in PR and may rank any number of them at the same rank. When the result is tallied, dual-listed candidates who won their SMDs are removed from the PR lists and the SMD losers are re-ranked according to their close-loss rates among those sharing the same rank.
- Optional. 重複立候補が認められた歴史的経緯を調べる。
 - 二つ以上の公職に同時に立候補することは禁じられている。その意味では例外的な措置とも言えるのか?
- 。 Optional. 日本における重複立候補の意義について述べる。
- **主張.** Dual nominationが許されていることで、政党がシニア政治家に保険 (insurance ticket)を与えるインセンティブを持ち、結果として比例代表区での 若い候補者の発掘・立候補・当選が妨げられている。
 - 。 議会における若年層の記述代表の程度は、まずどれくらい新人議員が参入するか、ついで新人議員がどれくらいの年齢で参入するかに依存する。重複立候補を許容すると、政党は現職候補者・シニア候補者に対して保険を与えるインセンティブを持つことになり、結果として比例代表区では新人議員の参入が妨げられる。

Year	1947	1949	1952	1953	1955	1958	1960	1963	1967
Moon ago	48.7	47.4	54.6	52.3	52.2	49.0	48.4	47.1	46.1
Mean age									10.1
Proportion	1.00	0.47	0.44	0.15	0.16	0.15	0.13	0.15	0.21
Mean age (all)	48.7	48.6	52.8	52.6	53.9	54.6	55.6	56.1	56.2
Year	1969	1972	1976	1979	1980	1983	1986	1990	1993
Mean age	45.3	47.8	48.0	49.0	45.2	48.7	48.4	48.9	44.1
Proportion	0.19	0.19	0.25	0.15	0.07	0.17	0.13	0.26	0.26
Mean age (all)	55.1	55.3	55.0	55.8	56.1	56.0	56.9	56.4	54.3
Year	1996	2000	2003	2005	2009	2012	2014	2017	
Mean age	48.7	46.4	44.5	44.4	46.3	44.8	47.2	47.7	
Proportion	0.24	0.22	0.22	0.21	0.33	0.38	0.09	0.12	
Mean age (all)	55.2	54.6	53.1	52.4	52.2	51.9	53.0	54.7	

Mean age and proportion of MPs elected for the first time, and mean age of All MPs elected in each general election.

Data source: Reed and Smith (2017)

Table 11: Data of First-Time Winners

- 政党にとって、自らが獲得する議席数を最大化することは重要であるが、それと同時に、獲得した議席をどのような議員に与えるかもまた重要である。これは、政党が選挙期間中の集票装置であるのみならず、選挙後の議会活動に関する目的を持った組織であることによる。
- 。 例えば、政党が自らの望む政策を実現するための政策集団である場合を考える。政策の実現のためには多様な資源が必要である: 例えば、政策立案能力・立法過程に関する知識・他党との交渉のための交渉力・官僚機構との調整力・ステークホルダーとのつながりなど、求められる要素は多岐にわたる。一般的に、政治家は議員としての経験を積む中でこのような資源を獲得していくものであり、彼らの在職年数と彼らが持つ資源の量との間には正の相関があると考えられる。同様の関係は、現職議員とそれ以外の議員との間にも見られると考えられる。
 - Optional. 政策以外の場合も考える。
- 。 政党がメンバーの間にシニオリティに基づいた優先順位をつけるのならば、 機会があれば、彼らは自らの擁立戦略にその順位を反映させるはずである。 重複立候補はまさに、政党にそのような行動に出るインセンティブを与え る。政党はシニアな政治家であったり、現職候補者を重複立候補させること で、彼らに保険を与えることができる。
 - 保険の価値はheterogeneousである: つまり、二人の候補者が重複立候補したとして、彼らがそれによって得る追加の当選可能性のサイズは異なる。重複立候補する候補者に与えられる名簿順位は様々である。彼ら

は名簿の一番上の順位を単独で占めることもあれば、それよりも少し下の順位を他の重複立候補者と一緒に占めることもある。

- 。 重複立候補が許されている時、比例代表区への候補者擁立において、政党が持つオプションは2つに分けられる。一つは、上で述べたような形で小選挙区に既に擁立した候補者に保険を与えること、もう一つは、比例単独で新しい候補者を擁立することである。この二つのオプションはある程度まで排反である。政党が持つ資源、例えば候補者に提供できる資金や選挙運動への支援は有限であり、政党が一度に擁立できる候補者数は限られている。また、政党は選挙を取り巻く外部の情報を加味して候補者擁立を行うので、自党が獲得可能であると考えられる議席数を大きく超えて候補者を擁立することは珍しい。したがって、政党が重複立候補によって既存のメンバーの当選可能性を高めようと試みるとき、新しく擁立される候補者の数は減少する。
- 。 仮に政党が新しい候補者を多く擁立したとしても、その候補者の当選可能性が高いとは限らない。Closed-list PRの下では、候補者の名簿順位と当選可能性は比例する: 順位が高いほど、当選可能性も高くなる。政党が多様な属性を持つ候補者に対してticket splittingを行い、結果として新しい候補者であったり、若い候補者であったりが多く立候補したとしても、彼らの名簿順位が低い場合、比例区を通じた若年層の過小代表の改善は望みにくい。

Hypotheses

以上の議論を踏まえて、仮説を立てる。重複立候補が許されている下で、政党がシニアな政治家・現職候補者に保険を与えていると考える。

- 1. 重複立候補されている候補者はより高い比例順位を与えられる。
- 2. 現職候補者はより高い比例順位を与えられる。
- 3. シニアな候補者ほどより上位に置かれる。
- 4. よりシニアな候補者ほど重複立候補されやすくなる。
- 5. 現職候補者は非現職候補者よりも重複立候補されやすくなる。

Data and method

Data

JHRED datasetを使って、以上の仮説を検証する。分析対象は、1994年の選挙制度 改革以降、2017年の衆議院議員選挙までに比例代表区で立候補した全ての候補者で ある。

Empirical Strategy

被説明変数を2種類、説明変数を3種類考えて、合計で6つのモデルを構築する。

- 被説明変数:
 - 。 比例リスト内での順位。
 - Rank safety index。

前者の場合、負の二項分布モデルを推定する。後者の場合、順序ロジスティックモデルを推定する。

- 説明変数.
 - 。 重複立候補ダミー
 - 。 当選回数: seniorityのproxy variable.
 - 。 現職ダミー

以下の共変量をモデルに含める:

- 女性ダミー
- District M
 - 。 RankはDistrict Magnitudeに影響される。特にlower rankはリストの大きさに応じていくらでも深くなりうる。
 - 。 被説明変数をrank safety indexとするときにはこの共変量を含めない。 Rank safety indexを計算する際に、比例ブロックの定数は既に考慮に入れている。
- 固定効果: 選挙年·政党

仮説1 - 3については負の二項分布回帰、4-5についてはロジスティック回帰で分析を 行う。

Rank safety index

同じ名簿順位であっても、それが意味するところの当選可能性は異なる。例えば、 定数が10を超えるブロックから立候補する場合の5位と、定数が3のブロックから立 候補する場合の5位とでは、前者の方が当選可能性が高いと考えられる。

操作化の際には、政党が行う票読みのプロセスを再現することを試みる。政党が比例区に候補者を擁立する際、前回その選挙区でどれくらいの議席を獲得できたか・ 今回のその選挙区の環境はどのようなものかを考え、各候補者を名簿に載せていく と考える。 以下のシチュエーションを考える: 政党pが選挙tにおいて、選挙区iの比例順位kを与えた候補者のうち、どれくらいの割合が当選するかを予想する。政党はその際に、以下の要素を勘案する: 選挙t-1においてその選挙区で獲得した議席数 $N_{t-1,i,p}$ ・今回のその選挙区の定数・今回その選挙区に出す候補者数。

以下のモデルをOLS推定し、「ある政党の, ある選挙区の, ある順位の候補者が当選する確率」を予測する。

$$PropElected_{t,i,p}^k = lpha^k N_{t-1,i,p} + eta \mathbf{X_{t,i,p}}$$

 $\mathbf{X}_{t,i,p}$ には選挙区定数・候補者数が含まれる。

実際の政党の擁立戦略には、さらに多様な要因が含まれていると考えられる。この モデルには、前の選挙と今回の選挙について政党が有している情報が含まれている が、選挙間に起こる出来事についての情報は含まれていない。これは、政党が選挙 間の期間を通じて候補者擁立戦略を行うため、一時点より前に政党が有していた情 報を全て反映するという戦略を取ることができないことに起因する。

- 例えば: 比例獲得議席数の予測. メディアのものは公示後なので渋い.
- とはいえ、ある程度の予測には成功している。

Robustness checks

- Zero-inflated negative binomial for the first type of the DV?
- Multinominal logit for the second type of the DV?

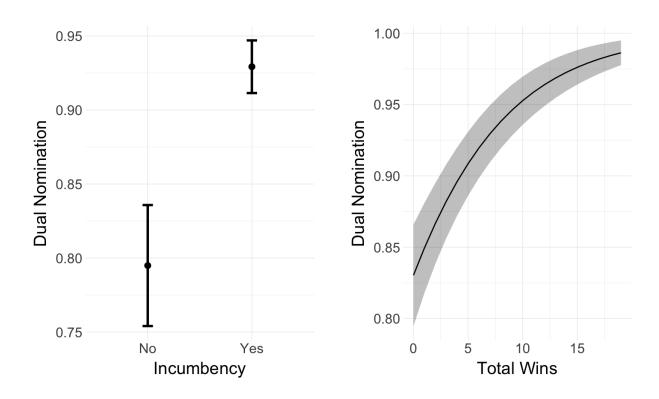
Result

	Dual	Listing		List Rank			
	H1	H2	H3	H4	H5		
Dual Listing			-2.70***				
			(0.04)				
Incumbency	1.22***		` '	-1.47^{***}			
	(0.09)			(0.06)			
Total Wins	, ,	0.14***		, ,	-0.20***		
		(0.02)			(0.01)		
Female	-0.22^{*}	-0.24^{*}	0.01	0.02	0.06		
	(0.11)	(0.10)	(0.05)	(0.08)	(0.08)		
Block Magnitude	0.04***	0.04***	0.04***	0.03***	0.02***		
	(0.01)	(0.01)	(0.00)	(0.00)	(0.00)		
Year FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes		
Party FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes		
AIC	5043.49	5185.26	24800.11	27182.20	27695.21		
BIC	5310.42	5452.19	25067.04	27449.12	27962.14		
Log Likelihood	-2482.74	-2553.63	-12361.05	-13552.10	-13808.60		
Deviance	4965.49	5107.26	6359.38	6649.38	6651.06		
Num. obs.	6935	6935	6935	6935	6935		

^{***}p < 0.001; **p < 0.01; *p < 0.05. Standard errors in parentheses.

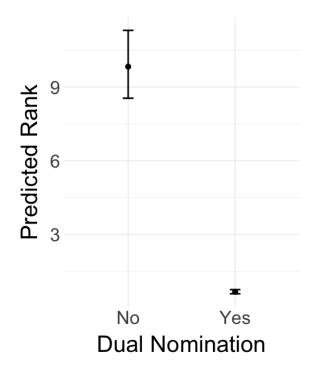
Table 2: Regression Results

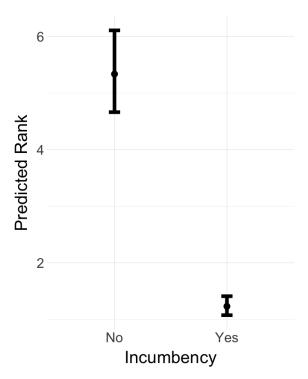
Benchmark: 52 years old, male, LDP, Kyushu Block(M = 20). H1-2

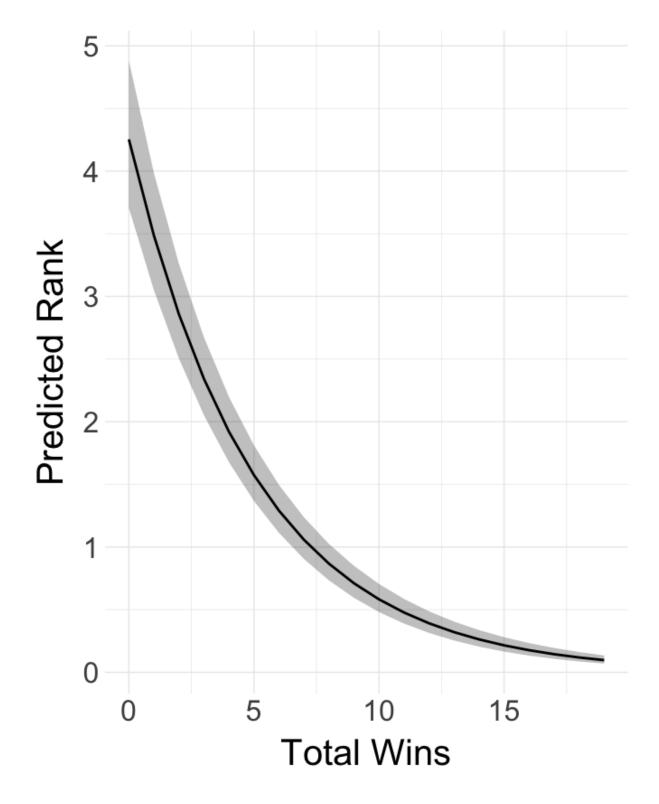


Incumbents and senior politicians are more likely to be dual-listed.

H3-5







重複立候補された候補者、シニア候補者、現職候補者はどれもよりリストの上位に 置かれやすい。

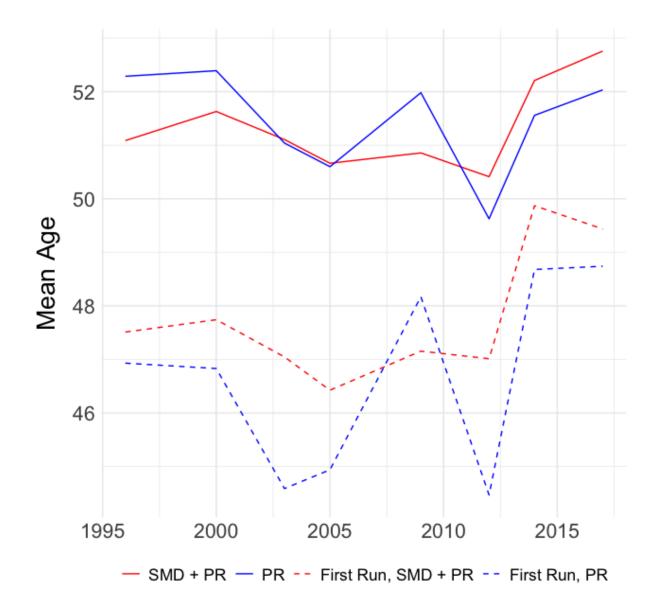
Discussion

比例区では、重複立候補している候補者・当選回数を重ねている候補者・現職候補者ほど上位に置かれる傾向がある。また、当選回数が多い候補者や現職候補者ほど、重複立候補される可能性が高い。これらの結果を総合すると、政党はシニアな候補者・現職候補者を比例区に重複立候補させることによって、彼らに保険を与えていると言える。

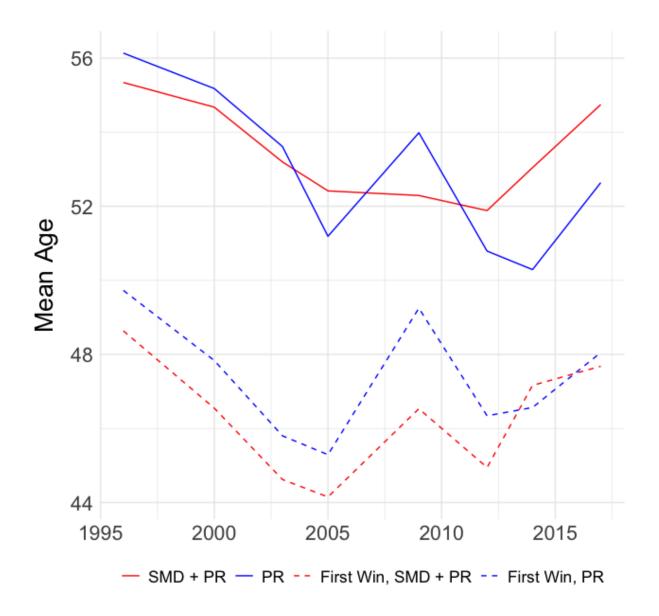
仮に重複立候補がなかった場合、代わりに立候補されたであろう候補者はどのような人物だったか?このような仮想的な状況を定義するのは難しく、またそのためそのような状況下で何が起こったかを測るのはより難しい。

- Counterfactualを考えるのは非常に難しい。例えば、処置として重複立候補という制度を考えるのであれば、すべての候補者は処置群に割り振られている。また、「重複立候補される」ことを処置と考えたとしても、ここまでの分析で見てきたように、処置群と統制群との間にははっきりとした違いがある。
- 関連して、反実仮想のシナリオを考えたとしても、その場合の政党の擁立戦略を 考えるのは難しい。政党は制度に適応する能力を持つアクターである。1994年 の選挙制度改革の後、日本の政党たちも新たな選挙の環境に適応する形で候補 者擁立戦略を組み立ててきたと考えられる。重複立候補がなかった場合、政党 がどのような候補者を立候補させていたかははっきりとはわからない。

しかし、実際に起こったことから一定程度まで外挿を行うことはunreasonable ではないだろう。重複立候補が存在しなかった場合、重複立候補された候補者の代わりに擁立されていた新人候補者によって、議員の若返りが進んだと考えられる。新人候補者はそうでない候補者よりも若い:下の図では、1996-2017年の衆院選で立候補した新人候補者の平均年齢と、候補者全体の平均年齢とを比べている。新人候補者は全体よりもおよそ3歳ほど若い。 また、各選挙の比例区で立候補した新人候補者の平均年齢と新人+非新人を合わせた比例区候補者全体の平均年齢を比べても、どの選挙においても、新人候補者は全体に比べておよそ3-5歳若い。



同じことは、当選者全体と初当選者の年齢を比べた場合でも当てはまる。...。



重複立候補が許されていなかったとしたら、政党が追加で候補者を擁立することもあり得ただろう。その場合、新しく擁立される候補者は新人候補者として立てられることとなる。上で見たように、新人候補者や新人議員は議会の平均よりも若いため、このような場合に立候補したであろう候補者たち、またはその中から当選した候補者たちは、若年層の過小代表の問題を一定程度緩めるのに貢献したと考えられる。もちろん、重複立候補が許されていない場合、政党が現在とは異なる擁立戦略を取っていた可能性は存在する。例えば、彼らは確実な議席獲得を望むことができる比例区にシニアな候補者を擁立し、小選挙区にシニアでない候補者を擁立したかもしれない。しかし、そのような場合であっても、混合制の2層を総合すれば、現在よりも過小代表が改善していたと考えることもできる。重複立候補が許されていなかった場合に政党が候補者を新しく擁立していとすると、議会の平均年齢はより若くなったのではないか?

Implications

• 若年代表

- 。 制度がアクターのインセンティブを形成し、それによって問題が生まれるという議論。これまでの多国間比較をさらに詳細にする。
- 。 多くの政党は単に得票最大化だけを目指しているわけではなく、彼らは多かれ少なかれ何らかの政策を実現することを目指している。そのためには、議会に送り込む議員の数を単純に増やすだけでなく、より多くの経験と資源を有し、交渉に長けた政治家を増やすことが重要になる。
- 。 そのような政党が既存の議員に保険を与えるような機会を得たら、彼らは当然それを用いると考えられる。このとき、犠牲になるのは候補者プールの中に入っている人たちである。
- 。 重複立候補の制度は、政党にシニア候補者や現職候補者を不自然に保護する 仕組みを与えている。これにより、政党内での新規候補者擁立のサイクルが 回らず、新陳代謝が遅くなる。結果として、若年層の過小代表が改善されな い。

Electoral systems:

- 。 適切な制度設計がなければ、MM systemはPRの制度的利点を消してしま う。比例代表制の下で少数者の代表が進むかどうかは、一義的には政党がマ イノリティ候補者をどれだけ擁立するかにかかっている。政党の行動は制度 によって期待されており、その意味で、重複立候補という制度は政党がマイ ノリティの代表を進めるのを阻害する要因となっている。
- 。 ただし、若年層どころか、マイノリティを代表するというアイデアはそもそ も改革時にはなかったと思われる。
 - ここはMMがどういう意味でthe best of both worldsなのかを述べる必要がある。
- 。 選挙制度全般について考えると、少数者の代表という観点に絞れば、混合制を多数代表制と比例代表制との中間に位置付けるのは必ずしも正しくないと言える。混合制について、少なくとも日本の混合制は多数代表制に近い形で機能している。
- 環境政治系: いつものロジック。 Disproportionate impacts of environmental problems on different generations; young citizens have a larger stake on environmental politics but their opinions might not be well represented in decision-making process.

- 世代によって社会福祉政策への選好が異なるのであれば、同様の世代間差は 政治家の間にも存在していると考えられる。
- 。 環境政策の国家間での差異の一部は、議会の年齢構成の差異、ひいては議会 の年齢構成を規定する制度的差異へと帰着できるかもしれない。
- Future direction: ドイツの類似制度との比較など、他のMMにおける重複立候補。
 - ☐ electoral system database.

Appendix: Counterfactual scenario

Overview

Memo-Empirical-Strategy-ageNomination

重複立候補がない場合を仮想的に想定する。つまり、重複立候補の議員が比例区に 立候補していないことにする。このような場合に年齢とリスト順位の関係はどうな るのか?

- 重複立候補者が消え、順位がそのまま繰り上がることを考える。この分析の背後には、政党が実際に擁立した候補者がその時点でのベストな候補者だったという仮定がある。言い換えれば、ここでは仮に重複立候補が許されていなかったとしても、政党は追加の候補者を擁立せず、また既存の候補者の順位を入れ替えることもしないという想定をしている。
- この仮定は非常に強く、尚且つ非現実的である。しかし、後ほど議論するが、仮にこの仮定がviolateされ、政党が新しい候補者を擁立していた場合、候補者の年齢構成は実際よりも若くなっていたと考えられる。ある意味で、この反実仮想シナリオが示すのは、重複立候補が許されていなかった場合の議会の年齢構成に関する保守的な推定値であると言える。
- 選挙制度改革後最初の1996年衆院選のみのデータを使って、頑健性チェックを行う。「政党が比例区単独で擁立している候補者がその時点での最良の候補者である」という仮定は上にも述べた通り非現実的だが、選挙制度改革直後の一時点に限れば妥当性が高まるかもしれない。政党は選挙を取り巻く環境に適応する能力を持っており、その候補者擁立戦略は長い時間をかけて形成される: 仮に1994年の時点で重複立候補が許されていなかったとすれば、その後長い時間をかけて、現在までに見られたのとは違った形の擁立戦略を立てたかもしれない。たとえば、激戦になりそうな選挙区にはシニアな候補者を置かず、彼らを比例単独で擁立する代わりに当該選挙区に新人候補者を立候補させる可能性が

ある。以上のような、政党の擁立戦略が持つ経路依存性を踏まえ、選挙制度改 革直後の選挙に絞って以上の反実仮想分析を行う。

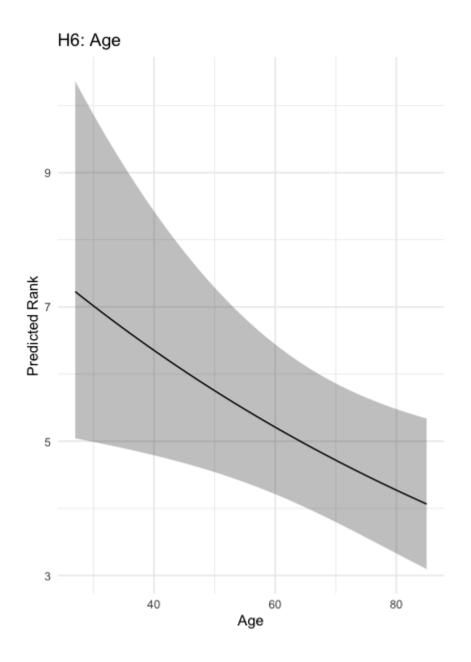
• N = 242.

以下の仮説を立てる: 重複立候補が許されていない場合、

- 6. 年齢と順位との間には負の関係が見られる(i.e., 年齢が高い候補者ほどリスト 下位)。
- 7. シニアな候補者ほどより下位に置かれる。

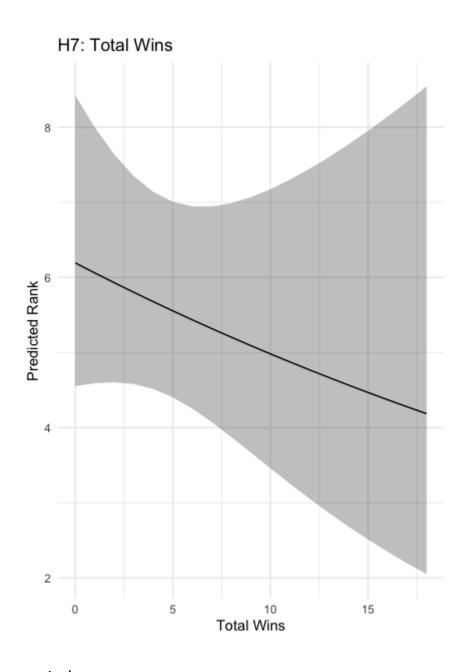
Result

H6



• Not supported.

H7



• Not supported.

参考

• 各選挙における初当選者の割合と年齢。

Year	1947	1949	1952	1953	1955	1958	1960	1963	1967
Mean age	48.7	47.4	54.6	52.3	52.2	49.0	48.4	47.1	46.1
Proportion	1.00	0.47	0.44	0.15	0.16	0.15	0.13	0.15	0.21
Mean age (all)	48.7	48.6	52.8	52.6	53.9	54.6	55.6	56.1	56.2
Year	1969	1972	1976	1979	1980	1983	1986	1990	1993
Mean age	45.3	47.8	48.0	49.0	45.2	48.7	48.4	48.9	44.1
Proportion	0.19	0.19	0.25	0.15	0.07	0.17	0.13	0.26	0.26
Mean age (all)	55.1	55.3	55.0	55.8	56.1	56.0	56.9	56.4	54.3
Year	1996	2000	2003	2005	2009	2012	2014	2017	
Mean age	48.7	46.4	44.5	44.4	46.3	44.8	47.2	47.7	
Proportion	0.24	0.22	0.22	0.21	0.33	0.38	0.09	0.12	
Mean age (all)	55.2	54.6	53.1	52.4	52.2	51.9	53.0	54.7	

 $Mean age and proportion of MPs \ elected \ for \ the \ first \ time, \ and \ mean \ age \ of \ All \ MPs \ elected \ in \ each \ general$ election.

Data source: Reed and Smith (2017)

Table 11: Data of First-Time Winners

この表を候補者について作る。新人候補者・新人議員は全体の平均よりもはるかに若い。